

2025 年 1 月

スチュワードシップ活動実施状況にかかる自己評価
(対象期間：2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで)

方針（原則 1）

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

【実施状況と自己評価】

- 2024 年 1 月に「[Stewardship and Sustainable Investing Policy](#)」を改訂しました。
- スチュワードシップに関するさまざまな取り組みをまとめた「[インベストメント・スチュワードシップコード・レポート](#)」および「[スチュワードシップおよびサステナビリティ報告書](#)」を発行しました。
- 日本株式運用チームの保有銘柄に関する「[議決権行使ガイドライン](#)」を 2024 年 1 月に改訂し、当社ホームページにて公表しております。
- これらのポリシーやガイドライン等については今後も随時見直しを行います。また、スチュワードシップ関連情報を適宜公表してまいります。
- 2024 年 6 月に「[TCFD レポート](#)」を発行しました。

利益相反管理（原則 2）

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

【実施状況と自己評価】

- 利益相反の管理について「[利益相反管理方針](#)」を定め、個別の事例に応じて適切に潜在的な利益相反を管理しています。
- 議決権行使における利益相反に関する対応方針については、従前より「[Proxy Voting Policies and Procedures](#)」にて公表しております。
- 過去 12 か月間において、議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関連し、利益相反が顕在化した事例はございません。

投資先企業の状況の把握（原則 3）

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

【実施状況と自己評価】

- ESG 目標の達成に向けた当社グループの取り組みについては「[スチュワードシップおよびサステナビリティ報告書](#)」をご参照ください。
- 昨年に続き、各種戦略の投資プロセスにおける ESG 要素の組み入れ改善に取り組んでまいりました。特定の戦略における ESG 要素の組み入れについて、組み入れ水準の決定およびその進捗状況を測定するためのプロセスおよび分析手法を確立しました。
- ポートフォリオ・マネージャーおよびリサーチ・アナリストが ESG に関する資料およびリサーチデータへ容易にアクセスできるよう、IT インフラ面での改善を図りました。
- 業界内でのイニシアチブに積極的に参加し、投資先企業の最新動向の把握に努めました。
- 投資先企業における財務的に重要な ESG 関連リスクおよび事業機会の特定がより実効的なものとなるよう、投資先企業に対する広範なエンゲージメントを通じて働きかけました。
- 2019 年 12 月、「NB 日本株式 ESG エンゲージメント戦略」を設定・運用開始しました。同運用戦略における投資判断の中でも極めて重要なプロセスとして、投資先企業の分析と評価がありますが、企業が開示する財務情報や ESG 関連資料に基づき、担当ポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストが独自の視点で企業価値の分析と評価を行っています。徹底したボトムアップ・リサーチを通じて、クオリティ、バリュエーション、ガバナンス、重要性の高い環境や社会課題、エンゲージメント・ポテンシャル（エンゲージメントによる株主価値向上の期待）を評価してそれぞれスコア化し、総合スコアが高い順に、高い組み入れ比率で投資を行います。このスコアリングについては、原則として年 6 回（毎四半期の決算報告関連、エンゲージメントを目的とした会社訪問 2 回）実施する投資先との対話を通じて見直します。当社では、こうしたミーティングにおいて、財務的に重要な課題が適切に対処されるよう、当該企業に対しエンゲージメントを通じて働きかけてまいりました。
- 2023 年の「NB 日本株式 ESG エンゲージメント戦略」では、ポートフォリオ全体のエンゲージメントをテーマとして、気候変動、人的資本開発、ジェンダー・ダイバーシティに焦点をあてました。気候変動については、引き続きスチュワードシップおよびサステナブル投資グループと連携し、保有銘柄の CVAR (Climate Value at Risk) および GHG (Green House Gases) 排出量による分析を行い、気候変動リスクおよび GHG 排出量の高い上位 10 社を特定し、各社とのエンゲージメントを継続してまいりました。これらのエンゲージメントによる主な功績として、SASB (米国サステナビリティ会計基準審議会) および TCFD に準拠した気候変動リスクの開示、長期的な GHG 排出量目標の設定があげられます。このような中、気候変動リスクの低減にかかるベストプラクティスの開示を推進するために、TCFD コンソーシアムなど業界における活動にも積極的に関与してまいりました。人的資本については、引き続き投資先企業が最も関心を寄せる

課題であり、エンゲージメントでは、関連する様々なトピックの中でも特にリスクリングとインセンティブに焦点を当てています。ジェンダー・ダイバーシティについては、取締役会に女性取締役がない投資先企業を特定し、女性取締役の登用を検討すること、2019年の改正女性活躍推進法に基づく労働力の多様性向上に関する行動計画の公表等を各社に推奨しました。2024年には、「[議決権行使ガイドライン](#)」におけるジェンダー多様性基準について、これまでよりも厳格な基準（日本企業の実業取締役会に占める女性比率が10%以上）を設け、当該基準をすべての投資対象企業に適用しました。また、当社日本株運用部門のポートフォリオ・マネージャーがボードメンバーを務める30% Club Japan インベスター・グループと協働し、日本企業の実業取締役会におけるジェンダー平等の推進を目指しています。

- 2024年、当社日本株運用部門のポートフォリオ・マネージャーは、引き続きアジア・コーポレートガバナンス協会（ACGA）の日本ワーキンググループ（JWG）議長として、企業、規制当局、業界団体、NPO/NGOとの協働活動を主導しました。規制への関与という点では、日本企業の企業価値向上に向けたコーポレート・ガバナンス改革を推進するために、JWGはジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラムのもとで、規制当局の重要なサウンディング・ボードとしての役割を継続して果たしました。また、JWGは今年、持ち合い株式を含む政策保有株式などの重要な課題におけるソート・リーダーシップの強化にも取り組んでまいりました。2024年4月、当社は日本企業が持ち合い株式を含む政策保有株式を実質的にゼロにし、この問題に関連するコーポレート・ガバナンスの強化の必要性について提言した「[公開書簡](#)」をACGAと共同で執筆しました。この公開書簡には、30社以上のグローバルに展開する資産運用会社が共同署名しました。
- 引き続きグループ全体で、投資プロセスにおける財務的に重要なESG要素の組み入れを推進してまいります。また、投資先企業において当社側の期待を十分に理解していただくこと、そしてスチュワードシップ活動のさらなる発展を目指し、透明性のあるエンゲージメントを継続して実施してまいります。

投資先企業との対話（原則4）

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

【実施状況と自己評価】

- 2024年を通じて、投資先企業におけるリスクと事業機会をより深く理解するためにエンゲージメント活動を実施し、当社グループの見解を共有し、ベストプラクティスについて企業と協議してまいりました。エンゲージメント・プログラムの詳細は、「[スチュワードシップおよびサステナビリティ報告書](#)」でご確認いただけます。エンゲージメン

トの結果導入された改善策の実施状況については、引き続き注視してまいります。

- なお、スチュワードシップおよびサステナビリティ報告書と国連 PRI における公表情報において、当社グループが建設的なエンゲージメント活動を通じて投資先企業の向上に努めている事例が公表されています。
- 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) のインベスター・アドバイザー・グループのアジア太平洋ワーキンググループにメンバーとして参加し、ISSB 基準の遵守についてグループ全体における遵守状況およびアジア太平洋地域における当該基準への適応状況の向上に努めてまいりました。
- 2019 年 12 月に設定・運用を開始した NB 日本株式 ESG エンゲージメント戦略における投資対象企業について、財務的に重要な課題へのエンゲージメント目標と企業毎に個別の戦略を策定しました。当社の過去のエンゲージメントの経験から、一般に企業の規模が小さいほど、ESG 課題に対処するにあたりより多くの時間とリソースを必要とすること、また、これらの対応には比較的長いプロセスがかかることを踏まえて、当社のエンゲージメントが目標の達成に順調に向かうよう万全を期すため、「マイルストーン・システム」を導入しました。このシステムでは、重要な ESG 課題の評価の実施から、対応した項目がすべて完全に企業経営に取り入れられるまで、五つの段階 (マイルストーン) を設定しております。最初のミーティングでは、当社が分析した当該企業の財務的に重要な課題を共有することに重点を置きます。また、限られた社内リソースを最大限に活用するために、率先して取り組むべき優先課題の特定に必要な「マテリアリティ分析」の重要性について説明します。最後に、こうした様々なファクターが当社のスコアリング・モデルと投資に関する意思決定プロセスにどのように組み入れられているかを詳細に説明します。当社から投資先へのメッセージとして、当戦略が目標とするファンドの長期的な超過収益と投資先の持続的な成長が密接に絡んでいることを伝えます。ミーティング後も、経営陣と定期的に面談を行い、財務的に重要な課題の改善について進捗状況を確認するほか、企業にマテリアリティの概念を定着させ、適宜適切なアクションを取り、SASB のような国際的に認知された ESG 報告基準に従って情報を開示するための支援を継続します。
- 2025 年の上半期を目途に「スチュワードシップおよびサステナビリティ報告書」および「インベストメント・スチュワードシップコード・レポート」の最新版を公表する予定です。これらの報告書には、当社グループによるエンゲージメント・プログラムに関する定量的な情報に加え、投資先企業に対して財務上重要な ESG に係る課題点を解決するために実施した、当該企業との建設的なエンゲージメントや業界団体等との協働事例を含む定性的な情報もご紹介する予定です。「[インベストメント・スチュワードシップコード・レポート](#)」では、当社におけるエンゲージメントの取り組みと成果について詳しく説明しています。

議決権行使（原則 5）

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準に留まるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

【実施状況と自己評価】

- 年間を通じて ESG の新たな動向の把握に努め、「[Proxy Voting Guidelines](#)」の見直しを随時行っております。当該ガイドラインは直近 2024 年 4 月に改定されておりますが、かかる改訂の要旨についてご理解頂くことを目的とした「[Summary of Material Changes to Proxy Voting Guidelines](#)」を作成し、当社グループ HP にて公表しました。
- 議決権行使を通じた受託者責任の遂行と、より広範なインパクト創出を目指し、2020 年に大手資産運用会社としては初となる議決権行使判断の事前開示を開始しました。このイニシアチブにより、議決権行使の判断にかかる透明性が高まること、投資先企業における企業慣行の改善が促されること、他の大手運用会社による同様の事前開示と投資先企業への働きかけが促進されることを期待しています。
- 議決権行使判断の事前開示に関する詳細は、「[議決権行使と行使判断の公表 \(NB Votes\)](#)」をご参照ください。
- 日本株式運用チームの保有銘柄に関する「[議決権行使ガイドライン](#)」について、取締役の独立性、ダイバーシティーおよび資本配分に関連する事項の見直しを実施しました。

顧客・受益者への報告（原則 6）

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

【実施状況と自己評価】

- 当社の議決権行使を含むスチュワードシップ活動の概要は「[スチュワードシップおよびサステナビリティ報告書](#)」において公表しております。
- 当社による議決権行使状況は、その判断の根拠も含め当社のウェブサイトで公表し、四半期毎に更新しております。議決権行使結果については「[議決権行使と行使判断の公表 \(NB Votes\)](#)」をご参照ください。
- 原則 5 に関する活動実績でもご紹介した通り、2021 年に議決権行使判断の事前開示を開始し、当社の広範な分析結果と見解を共有してまいりました。なお、このイニシアチブでは、企業、業界、市場レベルでの変化を追跡し、以下の四つの主要な目標の達成状況をモニタリングし、その有効性を評価しています。2024 年では、グループ全体で 39 件の事前開示を行いました。
 - 対象企業がポジティブな行動を取ることに

- 対象企業と同セクターの企業がポジティブな行動を取ること
- 大規模な資産運用会社が、議決権行使の事前通知を実施すること
- 市場全体で議決権行使に関する意思決定基準がより明確なものとなること
- 2025年に最新の「スチュワードシップおよびサステナビリティ報告書」および「インベストメント・スチュワードシップコード・レポート」を公表するなど、今後もスチュワードシップ・コードの趣旨に則り、議決権行使を通じたエンゲージメント活動に関する最新の情報を提供してまいります。

実力の向上（原則7）

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

【実施状況と自己評価】

- ESG 関連規制担当の増員も含め、スチュワードシップおよびサステナブル投資グループがグループ全体で 20 名を超える規模に拡大しました。
- 今後予定している ESG 関連の取り組みは、以下の通りです。
 - 投資先企業による ESG 関連リスクおよび事業機会の特定を促すため、今後も当社独自の ESG 格付けシステムの強化に取り組んでまいります。
 - スチュワードシップ活動における ESG 要素の組み入れを促進し、より深度のあるスチュワードシップ活動を目標とした情報提供を継続してまいります。
 - 財務上重要な ESG のトピックに従事する人員をさらに拡充していく予定です。

ニューバーガー・バーマン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2094 号

加入協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会

一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

©2025 Neuberger Berman Group LLC. All rights reserved.

当社ウェブサイト

www.nb.com/japan

NEUBERGER BERMAN